

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者及び住所

住 所 東京都新宿区西新宿 8 丁目 5 番 1 号
商号又は名称 株式会社中央技術コンサルタンツ

2 指名停止の期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで （6 ヶ月）

3 指名停止事由

（株）中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和 7 年 7 月 2 1 日に逮捕された。この事実は、広川町指名停止等措置要綱第 3 条別表その 2 第 1 1 号に該当する。

【広川町指名停止等措置要綱（指名停止）】

第 3 条 町長は、業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは情状に応じて、同表の期間欄に定めるところにより期間を定め、指名停止をするものとする。

別表その 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
1 ～ 1 0 略	略
（贈賄） 11 広川町外において、他の公共機関の職員が締結した請負業務等に関し、業者である個人、業者の役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 6 箇月以上 12 箇月以内

問い合わせ先

広川町役場税務会計課会計係
福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1
電話 0943-32-1951